OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『基俊集』の贈答詩歌について
Author(s)	後藤, 昭雄
Citation	語文. 2001, 77, p. 1-9
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68986
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『基俊集』の贈答詩歌について

後藤昭雄

一

藤原基俊の家集『基俊集』のうち、他撰本系の宮内庁書陵部蔵本（一五〇・五七八）の末尾に、基俊と僧の寛信との間で贈答された詩歌三首が収載されている。平安朝における和漢兼作の一例として、これを検討してみたい。

二

本文を読むことから始めよう。ただし、平安朝漢文学研究の立場から、詩文の読解を中心とする。(1)

まず、基俊から寛信へ贈られた歌である。これには、漢文で書かれた題詞が付されている。

送二寛信法務許一。余、久翫二嘲風弄月之詞一、空迷二煩悩菩提之理一。今、大耄暗至、噬レ臍不レ及。仍綻二発露一、各和漢之後絶。敢奉二謝東岳導師之宏下一矣。

月かけのかさなる山に入ぬれはいまはをしへしあふきをそ思ふ

少しずつ区切って、書き下し文であげ、説明を加えることとする。

○寛信法務の許に送る。

この一文はここで切らなければならない。下へ続けて読むと矛盾をきたすこととなる。そのことの説明にもなるが、寛信の略歴を記しておこう。

寛信（一〇八四―一一五三）は勧修寺流藤原氏の出身で、参議右大弁大蔵卿為房の子である。寛治七年（一〇九三）十歳で出家し、天仁元年（一一〇八）十月、厳覚より伝法潅頂を受ける。天永元年（一一一〇）勧修寺別当に任ぜられ、保安二年（一一二一）には同寺の長吏となる。長承三年（一一三四）権少僧都、久安元年（一一四五）東寺の長者となり、二年には法務を兼ね、三年、東大寺別当に任ぜられる。仁平三年（一一五三）三月十七日、七十歳で没した。勧修寺法務と称された。

寛信が法務となったのは久安二年であるから（『東寺長者補任』）、「寛信法務」と呼ばれるのは、これ以後のことでなければならないが、基俊はこれに先立って、永治二年（一一四二）正月十六日に没している（『台記』）。従って、基俊自身が「寛信法務」と呼ぶことはありえない。すなわち「寛信法務の許に送る」は後人の手で書き加えられたもので、「余云々」という、基俊を主語とする以下の文とは区別しなければならない。

○余（わ）、久しく嘲風弄月の詞を翫び、空しく煩悩菩提の理に迷ふ。

「嘲風弄月」は平安朝の詩文では成句的に用いられている。大江

朝綱の「早春内宴に侍りて同に晴れて草樹の光を添ふといふを賦す」詩序（『本朝文粋』巻十一）に、

攀竜附鳳の客、九霞を冠して恩を承け、
嘲風哢月の才、五花に籍りて志を言ふ。

藤原篤茂の「冬夜庚申を守りて同に修竹冬に青しといふを賦す」詩序（『本朝文粋』巻十一）に、

絃管を左にし、詩篇を右にす。
鸞吟鳳唱の音、夜雲を遏めて更に怨み、
嘲風哢月の思ひ、暁灯に対かひて猶高し。

藤原公任の「夏日同に未だ風月の思ひに飽かずといふを賦す」詩（『本朝麗藻』巻下）に、

何事ぞ詞人の未だ心に飽かざること、
嘲風哢月思ひ弥深し。

また時代的にやや近い例として、康和六年（一一〇四）の藤原敦基の奏状（『本朝続文粋』巻六）に、自身の儒家としての功労を数え上げて、

恒例の宴会、臨時の詩宴に、風に嘲ひ月を弄び、春を迎へ秋を送る。

さらに『新古今集』の真名序にも用いられて、

独り仙洞無何の郷、嘲風弄月の興有ることを記すのみならず。

などの用例がある。「嘲風弄月」は、もとの字義に則していえば、さわやかな風のもとで詩句を吟詠し、美しい月を賞玩することであるが、これらの用例から明らかなように、また詩文を詠作する意である。

長年、詩文の詠作を事としてきて、煩悩もまた悟りの機縁と説く仏の教理を学ぶことをしなかった。

○今、大耄暗かに至り、臍を噬むも及ばず。

八十歳以上を「耄」という。『礼記』「曲礼」に「八十九十曰レ耄」とある。この「大耄暗至」と類似した措辞を、基俊は『長承二年相撲立詩歌』跋文でも用いている。長承二年は一一三三年。その年八月、藤原忠通から詩歌合を撰進するようにとの下命があったことを述べ、「霧露を相扶け、和漢を渉猟す。然れども、大耄已に及んで、同類求め難し」という。

執筆時が明らかな『長承二年相撲立詩歌』跋文に類同の句があることは、この詩歌贈答がなされた年時をいつとみるかということと関わるものであるが、また、これは諸説がある基俊の生年を考えるうえでの資料ともなるものである。後に改めて検討することとする。

「噬臍」は今もいう「ほぞをかむ」である。

仏の教えを学ぶことを疎かにしてきたことを、八十歳を越えた今、後悔するが、すでに後の祭りである。

○仍つて発露を綴ぢ、各和漢の後、

この部分には脱文、脱字があると考えられる。次の寛信の答えの詩歌の題詞も短いながら、よく対偶の整ったものとなっている（後述）。それとの照応からしても、またこの文章自体のこととしても、この部分も対偶を成していなければならないが、そうなっていない。残された本文で考えるより外ない。

「発露」。懺悔、告白すること。『往生要集』巻中、大文第九に、大経の十九に云ふが如し。もし罪を覆へば、罪則ち増長す。発露懺悔すれば、罪即ち消滅す。

「大経」とは『大般涅槃経』である。

ここでは、これまでの自分の態度を悔いて、というほどの意であろう。

「各和漢之後」。動詞が欠けていて意味を成さないが、ここには本来、和歌と漢詩とを詠んだという意味のことが書かれていたと考えられる。

このことに関わって、若干触れておくと、基俊から寛信へ贈られた作として今見るのは歌だけであるが、本来はそうではなく、七言絶句の詩一首もあったはずである。現存本はこれを失っているのである。そのことは次節で読む寛信の答詩および題詞から明確になることなので、詳しくはそこで述べることとする。

○敢へて東岳の導師の宏下に奉げ謝す。

「東岳導師」はもちろん寛信をいう。寛信自身も、後に見るように、「東山の隠」と称している。

「宏下」は一見敬称であるかのように思われるが、その用例もなく、考えてみれば「宏下」という敬称もおかしい。ここにも誤字があるのではないか。「下」は本来は草体がよく似る「才」なのではないだろうか。「宏才」である。

本稿は和歌について議論することは目的としていないが、しかしなお次のことは付言しておきたい。

月かげのかさなる山に入りぬればいまはをしへしあふぎをぞ思ふ

この歌が『和漢朗詠集』に引かれる次の句を踏まえていることはやはり指摘しておくべきことであろう。「仏事」に引く、

月隠重山兮、摯扇喩之（月重山に隠れぬれば、扇を摯げてこれを喩ふ）

風息大虚兮、動樹教之（風大虚に息みぬれば、樹を動かしてこれを教ふ）

の前句である。出典は『摩訶止観』である。

三

次に寛信からの応答の詩歌とその題詞がある。漢文で書かれた題詞は句形を整えて示す。

金吾亜相者、風月之至、竜鳳之才也。
継二嘲風於白氏之詞一、伝二習俗於赤人之跡一。
今帰二法門一、更訪二仙道一。
還以二両篇之佳什一、忝投二窮巷之閑居一。
不レ堪二拝感一、猥答二高情一而已。

東山隠釈寛信

浄名再池兼和漢
詞中懸本　有河
我匪船師沈游士
還依君徳遇弥陀

入ぬともなけかさらなん月影のわしの高ねにとをくてらせは

○金吾亜相は風月の至、竜鳳の才なり。

「金吾亜相」は基俊を唐名で呼んだものであるはずだが問題がある。基俊は左衛門佐であるから、その唐名は金吾次将でなければならない。なぜこうなったのか。「亜相」は大納言の唐名である。その「亜」は「つぐ」の意で、「次」と同じ意味であり、「亜将」という唐名がある。しかし亜将は近衛府の官人の唐名としてのみ用いられ（「親衛亜将」「羽林亜将」、略して単に「亜将」とも。近衛中少将を

いう）、衛門佐の唐名は次将であって、亜将とはいわない（なお近衛は次将ともいう）。従って、「金吾亜相」には、

金吾次将→金吾亜将→金吾亜相

という、二段階の誤解、混乱があったと考えられる。

念のために付言しておくと、金吾亜相という唐名は考えられない。金吾は衛門督をいい、亜相は大納言をいうものではあるが、実際には、衛門督は中納言あるいは権中納言の兼官であり、大納言が衛門督を兼ねることはなかった。従って、現実には「金吾亜相」という唐名は存在しないのである。とすれば先のように考える外はない。

「風月」は詩文、あるいは詩文の詠作の意。この語については、専論として、大曽根章介「「風月」攷」（『大曽根章介　日本漢文学論集』第一巻、汲古書院、一九九八年。初出は一九九〇年）、滝川幸司「「風月」考」（『語文』六六輯、一九九六年）がすでにある。

「竜鳳」は竜と鳳凰。すぐれたものの象徴。源孝道の「暮春、白河に於いて同に春色辺畔無しといふを賦す」詩序（『本朝麗藻』巻上）に、白河院に詩宴を催した「左親衛藤次将」のことを述べて、「次将、職は営部を勒して、武備を豺虎の群に講くと雖も、志は詠詩に在りて、なほ文章を竜鳳の客に伴ふ」とある。この詩序では、共に会した文人たちのことをいう。

○嘲風を白氏の詞に継ぎ、習俗を赤人の跡に伝ふ。

「嘲風」は前節で読んだ基俊の題詞に、「嘲風弄月」として使われていた。そこで確かめたように、詩文を詠作することをいう。

「白氏」はいうまでもなく、唐の詩人白居易である。

「習俗を赤人の跡に伝ふ」は以上と対偶をなす。「赤人」はこれも容易に比定されるが、万葉歌人山部赤人である。であれば、「習俗」は単なる〈世間の習わし〉の意ではありえない。和歌を詠むことの意でなければならない。(2)

この語は「古今集真名序」の「彼の漢家の字を移して、我が日域の俗と化す」に基づいて、我が国の文学伝統としての和歌の詠作の意味で、和歌序のなかで頻用される。そのいくつかを例示しておくと、

曲水の良辰に当たりて、難波の嘉什を詠む。蓋しこれ我が朝の習俗なり。（藤原敦光、「三月三日侍二太上皇宴一同詠二逐レ年花盛一」和歌序、『本朝続文粋』巻十）

「難波の嘉什」は「古今集仮名序」に引く「難波津に咲くやこの花」の歌である。

請ふ、習俗を扶桑に課して、長く和歌を来葉に伝へん。（大江匡房、「華契二千年一」和歌序、『本朝続文粋』巻十）

「扶桑」は日本をいう。

爰に秋情菊に在るを以つて、和歌の題目と為す。予の如きは風月の情に携はると雖も、なほ習俗に拙し。（藤原実兼、「詠二秋情在レ菊一」和歌序、『本朝小序集』）

なお対句としての修辞について付言しておくと、人名を対偶として置くことも和歌序によく見られるもので、一例として、

或は柿本の余風を継がんと謂ひ、或は山辺の遺塵を伝へんと謂ふ。（藤原実兼、「百首和歌序」、『扶桑古文集』）

がある。

人名の対偶に、この題詞と同じように色対を加味したものとして、

性は赤人を稟けず、意はなほ黒主に異なる。（作者不明、「同詠レ待二郭公忍声一」和歌序、『本朝小序集』）

がある。黒主は六歌仙の一人、大友黒主である。

さらに、この題詞と全く同じく「白」と「赤」を色対として、また詩人と歌人の代表として「白氏」と「赤人」を対偶とした例が、先に言及した基俊の『長承二年相撲立詩歌』の跋にある。基俊は忠通の命を承けて詩歌合を撰して進覧したが、そのことに対する忠通の御教書に、

　献ぜしめ給ふ所の和漢の両篇、金玉声有り。詩は白氏の一体に慣らひ、歌は赤人の六義を伝ふ。

とある。

さて、この対句は、基俊が詩文においては白居易の、和歌においては山辺赤人の遺風を継承している、すなわち和漢兼作の詩人であることをいうのであるが、そのことの例証としては、基俊に『新撰朗詠集』の編著のあることを想起するだけで十分であろう。

○今法門に帰し、更に仙道を訪ぬ。

「法門に帰す」は出家したことをいう。基俊が出家したのは保延四年（一一三八）であるから（『尊卑分脈』）、それ以後のこととなる。

「仙道を訪ぬ」。「仙道」は仙人になるための方途。それを追い求めるというのは、八十歳を越えた長寿を保っていることをいったものと考えられる。

○還（また）両篇の佳什を以つて、忝（かたじけな）くも窮巷の閑居に投ぜらる。

「両篇の佳什」の両篇とは詩一首と和歌一首の二首である。漢文で「両篇之佳什」と書かれているので、二首の詩とみる早卒の見に陥りやすいが、そうではない。この一文は先の「嘲風を白氏の詞に継ぎ、習俗を赤人の跡に伝ふ」と対応している。詩と歌とが基俊から贈られたことをいう前提として、先に、彼が和漢兼作の詩人であることを述べたのである。また、以下に見るように、寛信が詩と歌とを以って応答していることからも、基俊の「両篇の佳什」は詩と歌との二首でなければならない。

以上のことから翻って、前節で述べたように、この『基俊集』書陵部本は本来あったはずの基俊の七言絶句一首を欠落させているのである。

基俊から詩と和歌との二首が寛信の許へ贈られてきた。

○拝感に堪へず、猥（みだ）りに高情に答ふるのみ。

「高情」は相手からの心遣いを尊んでいう。芳志、御厚情。島田忠臣の「清進士が刀筆を贈るに酬ゆ」（『田氏家集』巻上）に、「鹿轟竜泉の好き刀筆、高情何事か愚交に贈る」という「高情」は同じ用法である。

贈られた詩歌二首を読んで思いを押さえられず、私も詩と歌とを以ってお志にお答えする。

以上の題詞を伴って次の詩がある。

浄名再池兼和漢　浄名の再□（再び□）和漢を兼ぬ
詞中懸本　有河　詞中「　」
我匪船師沈游士　我は船師に匪（あら）ず沈溺の士
還依君徳遇弥陀　還（かえ）つて君が徳に依りて弥陀に遇はむ

この詩は絶句として典型的な起承転結の構成をとっている。

第一句は基俊が和漢の才を兼具することを称える。

「浄名」は維摩詰の別称である。『本朝無題詩』巻十所収の藤原周光の「夏日禅房に志を言ふ」に、

　浄名は病みて後喩（たと）へに十を知り
　栄啓は老いて来楽（らい）しみ三つ有り

の用例がある。寛信は基俊を維摩詰に比擬していう。

「再池」の「池」はこのままでは読めない。底本の文字は「池」としか読めないが、何かの字の誤写である。「浄名再□」で、維摩詰の後身、あるいは維摩が生まれ変わって、といった意味であるはずである。

第二句「詞中懸本　有河」。この句も不完全で、文字の欠脱がある。「懸」の下に小さく書かれた「本」は、親本にすでに欠脱があったことの注記である。二字が欠けているが、この句で言おうとすることは推測できる。キーワードは「懸河」である。激しく流れ下る川というのが本来の意味であるが、巧みな弁舌の比喩として用いられる。『本朝麗藻』巻下所収の源俊賢の「探りて富楼那を得たり」に、仏弟子富楼那の才を称えて、

智恵風と高く詞は霧を巻き
弁才浪と涌き口は河を懸けたり

というのはそれであるが、ここでは詩想の豊かさ、文辞の流暢をたとえたものと考えられる。『新唐書』第二百一、文芸上の王勃伝に、「盈川（楊炯）の文は河を懸けたるが如し。之を酌めども竭きず」の例がある。

第三句「我は船師に匪ず沈溺の士」。大きく転じて、自分のことをいう。

「船師」は本来の意味は船頭。仏典では、衆生を彼岸に連れて行く者として、仏、菩薩をいう。『大宝積経』巻百十一の偈に、

声聞と縁覚とは、草の筏にて唯自ら渡るのみ
菩薩は広く運済す。彼の大船師の如し。

また実叉難陀訳『華厳経』巻二十、十行品に、

譬へば船師の如し。此岸に住まらず、彼岸に住まらず、中流に住まらずして、能く此岸の衆生を運度し、彼岸に至らしめ、往返して休息すること無きを以っての故なり。菩薩、摩訶薩も亦復是の如し。

などの例がある。本朝の例としては、『筆海要津』所収の藤原通憲の願文の遺文に、

船師永く期を逃るれば、何れの時か生死海の嶮波を渡らん、
名医空しく去就すれば、誰人にか煩悩病の良薬を求めん。

とある。

「沈溺の士」。底本では「沈游」であり、「游」を「溺」に作る本のあることが注記されているが、その異本に該当する古筆切れが遺存している。冷泉家時雨亭叢書、第九巻『拾遺愚草下　拾遺愚草員外　俊成定家詠草　古筆断簡』（朝日新聞社、一九九五年）に収載されている「古筆切一巻」中の一葉である。(3)「京極殿　法務寛信詩歌」の極書があり、この「我匪船師」以下の二句と、「いりぬとも」の歌とを書写するが、これでは「沈溺」である。「沈游」の語もあるが、本文としては「沈溺」が優れる。「船師」との対応からも、また、苦難、苦境に陥るという比喩的意味があることからも、「沈溺」が妥当である。

寛信がこのように詠んでいることから、散佚した基俊の贈詩には、寛信に対して、導師となって私を悟りの世界に導いてほしいと懇望した句があったことが推測される。それに対して、いやいや、私にはとてもそのようなことはできないと述べるのが、この句である。

そうして結句がくる。

還つて君が徳に依りて弥陀に遇はん。

むしろ、あなたの徳にすがってこそ、浄土へ導かれたいもの、という。

四

基俊と寛信との間でなされた詩歌贈答の、詩文の部分をやや丁寧に読んできたが、そのことを通していくつかの問題が見えてきた。整理して、改めて検討してみよう。

一つは本文の問題である。

『基俊集』の他撰本系の本としては書陵部蔵本が唯一の伝本であるが、詩文の部分に限っていえば、良質の本文とはとてもいえないものである。(4)

その最も大きな欠陥は、先に述べたように、基俊から寛信へ贈られた詩歌一首ずつのうち、詩を失ってしまっていることである。

しかし、これはまた我々に楽しみを残すものともなった。

寛信の答詩の後聯と返歌を書いたものが古筆切として遺存していることは前節に述べたが、さらに、この定家筆『基俊集』他撰本切は四葉の伝存が報告されている。伊井春樹編『古筆切資料集成巻三私家集・詠草』(思文閣出版、一九八九年)に三葉が拾掲されているが、兼築信行氏はさらにもう一葉が存することを指摘している。(5)こうした情況を考えると、基俊の詩を書いたツレの切れが伝存する可能性は少なくないといえよう。それは七言絶句で、おそらく「河」「陀」を韻字とし、寛信を「船師」になぞらえて、浄土への導きを依頼する句を含むはずである。

書陵部本は、残る本文にも、第二・三節で指摘したように、何箇所もの文字の欠脱、誤写がある。従って、本文の読解には、こうしたテキストの現状を考慮しなければならない。残された本文を無批判に受け入れて、それに従って解釈を行っても、それは文章を読んだことにはならない。

次いで、この詩歌の詠作年時、それから波及する基俊の生年に関わる問題である。

この贈答が行われた年時を推測させるものを求めると、寛信の返答の題詞に、基俊について「今法門に帰し」という惜辞がある。基俊の出家は保延四年(一一三八)のことであるが、「今法門に帰し」はどう理解すればよいのか。

寛信は題詞の冒頭で、基俊を「金吾亜相」と在俗時の官職で呼んでいる。このことからすれば、出家してすぐのことと解釈していいだろう(詩で基俊を維摩詰になぞらえていることもある)。すなわち、この贈答は保延四年になされたことになる。

またこのことと共に、もう一つ、詠作年時に関わる記述がある。基俊は自らについて「大耄暗かに至り」と述べている。八十歳以上を「耄」というが、この贈答がなされたのを保延四年とすると、その時点で、基俊が自分のことを「大耄至る」というのは、基俊の年齢と齟齬することはないだろうか。

基俊の生年については明確でなく、一〇五四年、一〇五六年、そうして一〇六〇年の三説がある。一〇六〇年説は『長秋記』の記事を論拠とする。『長秋記』の天承元年(一一三一)三月二十二日の尚歯会の記事に、七叟(七人の老人)の一人としての基俊の年齢を七十二歳と注記している。これによって逆算すると、一〇六〇年の生まれとなる。一方、『古今著聞集』巻四、「尚歯会事」では、同じ尚歯会時の基俊の年齢を七十六とする。これによると、一〇五六年生

まれとなる。また、『無名抄』の「三位入道、基俊ノ弟子ニナル事」には、藤原俊成の、私は二十五歳で基俊の弟子となったが、その時、基俊は八十五歳であったという言談が引かれている。これに従って考えると、一〇五四年生まれである。

このうち、一〇六〇年生年説が、源師時の日記である『長秋記』という第一次史料の記事に基づくものであることから、最も有力である。

さて、この一〇六〇年生まれという説に立って考えると、先の保延四年には基俊は七十九歳となり、八十歳台には達していないことになる。ただし、八十歳を目前にして「大耄暗かに至り」と言ったという理解はありうるかと思われる。

しかしまた、基俊は一一三三年成立の『長承二年相撲立詩歌』跋文でも「大耄已に及んで」と記している。そうしてこれは、一〇六〇年生年説では、この年、基俊は七十四歳となり、「耄」とはいえないのである。ちなみに七十歳は「老」という(『礼記』「曲礼」)。一方、一〇五四年の生まれと考えれば長承二年はちょうど八十歳となり、「耄」と言って差しつかえない。

確かに日記である『長秋記』の史料性は高い。しかし、これは基俊自身の記述である。一〇五四年生年説の有力な根拠となるものではなかろうか。

五

この基俊と寛信との間で行われた詩歌贈答は、文学史のうえで、どのような意味をもつものであろうか。

多くの詩と歌[6]とを残す基俊にとっては、わずかにそのうちの一首にしか過ぎない。むしろ寛信にとって、遺存する数少ない詩の一例として評価すべきものである。

寛信が文学史のうえで注目されるようになったのは最近のことであり[7]、それは法会の文学の一つとしての表白の作者としてである。寛信は多くの表白を制作していて、それは『表白集』諸本に収載されて今に伝存している。

表白の制作は当初文人によって行われていたのであるが、しだいに僧侶自らがこれに携わるようになってくる。作者層の変化が見られるのであるが、その転換期が院政期であり、その期における僧侶の表白作者の中心的人物の一人が寛信なのである。

この多くの表白の制作に寛信の能文の才が看取されるのであるが、詩の詠作もまたその一面である。ほかに『擲金抄』[8]巻中、仏法部に、いずれも釈教詩であるが六聯が残されており[9]、また次のような当代人の寛信の詩文の才についての証言もある。

勧修寺に参る。先づ東円堂に灯明を供す。賢清を以つて導師と為す。学生相伴ふ。花を見る為なり。連句の後、余興尽きず、一絶を賦す。寛信闍梨、一首を加ふ。顕密兼学し、又文章を兼ぬるなり。(『永昌記』天永二年三月七日)

もう一つ、和漢兼作という視点から見るとどうであろうか。仁寿元年(八五一)三月十二日の仁明天皇追善法華会において、参加した公卿たちがあるいは詩を賦し、あるいは和歌を詠んで先帝を追慕したということ[10]を権輿として、この詩歌贈答に至るまで、三百年近い時間のなかで、さまざまな形式で、多くの和漢兼作がなされているが、『小野僧正請雨行法賀雨詩』(続群書類従巻三百十八)に、この贈答詩歌と類似したかたちでの和漢兼作が見られる。

『小野僧正請雨行法賀雨詩』は、長元六年（一〇三三）五月に行われた祈雨に関する天台座主慶命と源師房との間での贈答詩を中心に、付随してなされた諸家の唱和詩歌から成る詩巻である。これに仁海と藤原斉信との贈答が含まれているが、これが基俊と寛信との贈答に近似している。『賀雨詩』について詳しく述べる紙幅はないので、要点のみあげておくと、それぞれが詩と和歌とを詠み、これを贈答している、内容的には述懐である。加えて、僧侶と官人との間でなされている、といった点である。

一人がある情況のもとで、自分の思いを詩に詠じ、歌にも詠んで表明する。遺存する例は少ないが、このような和漢兼作による贈答も行われていたのである。

注

（1）『基俊集』の注釈として、滝沢貞夫著『基俊集全釈』（風間書房、一九八八年）があるが、本稿で取り上げる贈答詩歌の漢文の題詞、詩については、およそ注釈の役割を果たしていない。

（2）後藤昭雄「和歌真名序考」（島津忠夫編『和歌史の構想』和泉書院、一九九〇年）参照。

（3）この切れの存在は、早く、兼築信行「藤原定家筆『基俊集』断簡について」（『季刊ぐんしょ』再刊17号、一九九二年）が指摘している。

（4）本稿で対象とした贈答詩歌の前に、もう一首漢詩が引かれている。基俊が藤原忠通に寄せた七言律詩であるが、これも本文に何個所も疑問がある。

（5）注（3）論文

（6）『日本詩紀』と後藤昭雄編『日本詩紀拾遺』（吉川弘文館、二〇〇〇年）にまとめられている。

（7）山本真吾「勧修寺法務寛信の表白文作成活動―院政期における僧侶による表白文の作成―」（『三重大学日本語学文学』五号、一九九四年）参照。

（8）注（6）の『日本詩紀拾遺』参照。

（9）注（7）の山本論文に指摘する。

（10）このことについては、後藤昭雄「佚存平安朝詩注」（『平安朝漢文文献の研究』吉川弘文館、一九九三年）参照。

（11）この贈答詩を注（6）の『日本詩紀拾遺』に採録したが、一首、作者の認定に誤りがあった。とりあえずここで訂正しておきたい。三九頁下に源師房の作として「重以奉呈門下侍郎」と題された詩をあげているが、これは慶命の詩である。従って一九二頁上の「餘感未休、重次平字」の後に置くべきものであった。

――本学大学院教授――